

**公益財団法人東京都区市町村振興協会**  
**区市町村振興助成金助成規程**

〔平成22年4月9日〕  
規程第15号

改正 平成24年10月24日規程第1号

**(目的)**

**第1条** この規程は、定款第4条第1項第3号に基づく、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）が共同して実施する区市町村の振興に資すると認められる事業に対する助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

**(助成対象事業)**

**第2条** 助成対象事業は、区市町村が共同して行う区市町村の振興に資する事業で、理事会で決定する事業とする。

**(助成対象団体)**

**第3条** 助成金交付の対象となる団体は、東京都の複数の区市町村で組織する団体等で、理事会で決定する団体とする。

**(助成額等)**

**第4条** 助成金の額は、毎年度予算に定める範囲内とする。

**(助成金の申請)**

**第5条** 助成金の助成を受けようとする団体は、助成申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)その他必要な書類を添付して、理事長に助成を申請するものとする。

**(助成金の決定及び請求)**

**第6条** 理事長は、前条の規定により提出された助成申請書を審査し、助成金の助成額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、東京都区市町村振興助成金審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 特別区長会事務局長
- (2) 東京都市長会事務局長
- (3) 東京都町村会事務局長
- (4) 事務局長及び事務局次長
- (5) その他審査会において必要と認めた者

4 理事長は、第1項の規定により助成額を決定したときは、速やかに申請者に第3号様式により通知するものとする。

5 前項の決定により、助成金の助成を受けることとなる団体（請求の委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、速やかに請求書（第4号様式）を理事長に提出するものとする。

### (助成金の使途の変更)

**第7条** 前条第1項の規定により助成額の決定を受けた団体が、やむを得ない理由により、当該助成金の使途を変更しようとするときは、直ちに、使途変更申請書(第5号様式)に、事業計画書等必要な書類を添付して、理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項に定める使途変更申請書の提出があったときは、速やかに変更の可否を決定し、当該申請者に別記第3号様式により通知するものとする。

(平成24年度規程1・一部改正)

### (報告)

**第8条** 助成金の助成を受けた団体は、助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第6号様式及び第6号様式の2)に必要な書類を添付して理事長に実績を報告するものとする。

2 前項の報告にあたり、交付を受けた助成金に残金が生じた団体は、速やかに所定の手続きにより返納するものとする。

(平成24年度規程1・一部改正)

### (決定の取消し)

**第9条** 理事長は、助成金の助成を受けた団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成申請書等助成に必要な書類に事実と異なる記載をし、不当に助成金の助成を受けたとき。

(2) 助成金の決定を受けた事業以外の事業等に助成金を使用したとき。

(3) 第8条に定める実績報告書において、事実と異なる報告をしたとき。

### (助成金の返還)

**第10条** 前条の規定により助成金の助成の全部又は一部を取り消された団体は、既に助成されている助成金のうち、その取消しに係る額を、理事長の指定する日までに返還するものとする。

### (委任)

**第11条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。

附 則(平成24年10月24日規程第1号)

この規程は、平成24年10月24日から施行する

第1号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会  
理事長 殿

申請団体 所在地  
名 称

代表者 印

区市町村振興助成金助成申請書

公益財団法人東京都区市町村振興協会区市町村振興助成金助成規程第5条の規定に基づき、  
下記のとおり助成されたく申請します。

記

事 業 名	助 成 申 請 額
合 計	

第2号様式

事業計画書

団体名				連絡先	
事業名					
事業目的					
事業内容					
実施期間					
事業費	総額			振興助成金	
	内容			その他の財源内訳	
備考					

第3号様式

東振協第 号  
年 月 日

殿

公益財団法人東京都区市町村振興協会  
理事長

区市町村振興助成金助成決定通知書

年 月 日付 番号 で申請のあった区市町村振興助成金について、下記のとおり助成・変更することに決定したので通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成決定額
- 3 助成条件
- 4 助成期間
- 5 その他

第4号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会  
理事長 殿

請求団体 住 所  
名 称

代表者

印

区市町村振興助成金請求書

年 月 日付 東振協第 号により助成の決定を受けた区市町村振興助成金について公益財団法人東京都区市町村振興協会区市町村振興助成金助成規程第6条第5項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求いたします。

記

- 1 事業名
- 2 助成決定額
- 3 今回助成金請求額
- 4 助成金の振込先
  - (1) 金融機関
  - (2) 口座名 (フリガナ)
  - (3) 預金種別
  - (4) 口座番号

(注) 助成金執行計画書を添付すること。

第5号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会  
理事長 殿

申請団体 住 所  
名 称  
代表者

印

区市町村振興助成金使途変更承認申請書

年 月 日付 東振協第 号により助成の決定を受けた区市町村振興助成金の使途を下記のとおり変更したいので、公益財団法人東京都区市町村振興協会区市町村振興助成金助成規程第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容
- 3 変 更 の 理 由
- 4 使途変更金額

(注) 変更の内容等を示す資料を添付すること。

第6号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会  
理事長 殿

団体名 住 所  
名 称  
代表者

印

区市町村振興助成金実績報告書

年 月 日付 東振協第 号により助成を受けた区市町村振興助成金について、下記のとおり報告します。

記

事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳	
		振 興 助 成 金	そ の 他 財 源
合 計			

第6号様式の2

事業実績調書

事業名		事業費	円
助成事業の 具体的内容			
助成事業の 効果			
事業実施上の 問題点及び 今後の課題			
実施期間	(開始日)	(完了日)	
委託した場合の 委託内容	(委託先機関名) (委託内容)		

